

参 考 资 料

参考資料 1	報告第 7 号	資料 1	-----	P 1
		資料 2	-----	P 5
		資料 3	-----	P 6
		資料 4	-----	P 10
		資料 5	-----	P 17

【報告第 7 号 資料 1】

大館市・田代町合併協議会規約の一部を変更する規約

大館市・田代町合併協議会規約の一部を変更する規約

大館市・田代町合併協議会規約（平成 16 年 3 月 2 日）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大館市・比内町・田代町合併協議会規約

本則中「1 市 1 町」を「1 市 2 町」に改める。

第 1 条中「大館市」の右に「、比内町」を加える。

第 2 条及び第 3 条中「大館市・田代町合併協議会」を「大館市・比内町・田代町合併協議会」に改める。

第 7 条第 1 項中「1 人」を「2 人」に改める。

第 9 条第 2 項中「その職務」を「副会長が協議の上その職務」に改める。

附 則

この規約は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

大館市・比内町・田代町合併協議会規約

(設置)

第1条 大館市、比内町及び田代町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会は、大館市・比内町・田代町合併協議会と称する。

(所掌事務)

第3条 大館市・比内町・田代町合併協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、大館市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市2町の長の協議により、1市2町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 協議会に、副会長2人を置く。

2 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者をもってこれに充てる。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもってこれに充てる。

- (1) 1市2町の長(第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)
- (2) 1市2町の議会の議長及び1市2町の議会がそれぞれ推薦する議員各2人
- (3) 学識経験を有する者であって1市2町の長がそれぞれ定めるもの各3人
- (4) 学識経験を有する者であって1市2町の長が協議により定めるもの1人

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が協議の上その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催日時及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(小委員会)

第13条 第3条各号に掲げる事務の一部について調査、審議等を行うため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 会議に付すべき事項の検討及び調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事務の専門的な検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議により定める者をもってこれに充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会の運営に要する経費は、1市2町の負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項の負担金の額は、1市2町の長が協議によりこれを定める。
- 3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第18条 協議会の出納の監査は、1市2町の代表監査委員を協議会の監査委員(以下「監査委員」という。)として委嘱することによりこれを行う。

- 2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査委員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の委員(副会長を除く。)及び監査委員は、報酬を受けることができる。

- 2 協議会の会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 第1項の報酬及び前項の費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、1市1町の長が協議により定める日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日一部改正)

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

【報告第 7 号 資料2】

大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の
数の増加に関する協議書案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年7月1日から比内町が大館市・田代町合併協議会へ加入することに伴い、大館市・田代町合併協議会規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成16年 月 日

大館市長

比内町長

田代町長

大館市・田代町合併協議会の規約等の変更に関する確認書案

大館市長、比内町長及び田代町長（以下「1市2町の長」という。）は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約（以下「規約」という。）中、1市2町の長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認した。

記

《1市2町の長が協議して定める事項》

1. 会長の選任について（規約第6条第1項）

役職名	氏名	備考
会長	小畑元	大館市長
<u>副会長</u>	<u>佐藤賢一郎</u>	<u>比内町長</u>
副会長	吉田光明	田代町長

会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、1市2町の長の協議により、会長を選任するものとする。

副会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、協議会の副会長としての身分を継承するものとする。

2. 委員の選任について（規約第8条第1項第4号）

北秋田地域振興局長 石井 護

3 . 事務局の事務に従事させる職員について（規約第 15 条第 2 項）

市 町 村 名	職 名	氏 名	事 務 局 職 名
大館市	室長	齋藤 誠	事務局長
〃（秋田県）	副主幹	松田 博	事務局次長
〃	室長補佐	田中 裕幸	事務局次長
〃	係長	本多 恒博	
〃	主任	竹村 邦人	
〃	主任主事	鳥潟 幸男	
<u>比内町</u>			
<u>〃</u>			
<u>〃</u>			
田代町	主幹	小林 浩	事務局次長
〃	主任主事	佐藤 拓人	
〃	主任主事	工藤 学	

4 . 1 市 2 町の負担金の額について（規約第 16 条第 2 項）

1 市 2 町の負担金の額は、1 市 2 町が負担すべき経費総額の 4 割を均等割とし、残額を平成 12 年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額とする。この場合において、国の合併準備補助金がある場合は、1 市 2 町が負担すべき経費総額から当該補助金の総額を差し引いた額の 4 割を均等割とし、残額を平成 12 年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額に、当該補助金を加算した額とする。

派遣職員（秋田県職員）に係る経費は、大館市が支払い、1 市 2 町の負担すべき経費総額の 4 割を均等割とし、残額を平成 12 年国勢調査による人口割としてそれぞれ算出した額を負担するものとする。

《会長が定める事項》

5 . 協議会に属する現金を預ける金融機関について（規約第17条）

金融機関名	株式会社秋田銀行 大館支店
-------	---------------

《その他の事項》

6 . 市町長会議の開催について

必要に応じ、市町長による会議を開催するものとする。

7 . 委員及び監査委員の公務災害補償制度の適用について

規約第8条第1項第1号から第3号までの委員（市町長、議長、議員、学識経験者）及び同第18条第1項の監査委員については、それぞれが属する市町の公務災害補償制度を適用するものとする。

8 . 協議会事務局職員の身分等について

事務局職員の身分は、それぞれの市町（派遣元）に属する。

事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの市町（派遣元）で負担する。

地方公務員法第27条第2項及び第3項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの市町（派遣元）の条例による。ただし、県派遣職員については、「派遣職員の取扱いに関する協定書」による。

地方公務員法第24条第6項に規定する給与、勤務時間、その他の勤務条件は、それぞれの市町（派遣元）の条例による。

勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、会長の属する市町の例による。

その他法令や別に定めがあるものを除き、職員の服務に関する事項は会長の属する市町の例による。

9. 規約・規程等で「会長が定める（指定する）」の取扱いについて

規約、規程等で規定する会長が定める（指定する）事項は、特に必要な場合を除き、継続性を確保するため任意合併協議会での既定事項の例により運用するものとする。

10. 確認内容の変更について

本確認内容等に変更が生じた場合は、別に協議の上、確認書を取り交わすものとする。

以上のとおり協議し、確認した。

平成16年 月 日

大館市長

比内町長

田代町長

【報告第 7 号 資料4】

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）案

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 負担金		19,448	5,044	24,492
	1 負担金	19,448	5,044	24,492
3 繰越金		100	446	546
	1 繰越金	100	446	546
歳入合計		24,549	5,490	30,039

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費		10,520	1,990	12,510
	1 総務管理費	10,520	1,990	12,510
2 事業費		13,779	3,150	16,929
	1 事業推進費	13,779	3,150	16,929
3 予備費		250	350	600
	1 予備費	250	350	600
歳出合計		24,549	5,490	30,039

平成16年度

大館市・比内町・田代町合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1 総括
（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	19,448	5,044	24,492
3 繰越金	100	446	546
歳入合計	24,549	5,490	30,039

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	地方債	その他
1 総務費	10,520	1,990	12,510			1,990
2 事業費	13,779	3,150	16,929			3,150
3 予備費	250	350	600			350
歳出合計	24,549	5,490	30,039			5,490

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1 総括
（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	19,448	5,044	24,492
3 繰越金	100	446	546
歳入合計	24,549	5,490	30,039

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	地方債	その他
1 総務費	10,520	1,990	12,510			1,990
2 事業費	13,779	3,150	16,929			3,150
3 予備費	250	350	600			350
歳出合計	24,549	5,490	30,039			5,490

(単位：千円)

3 歳出

款	予算科目		補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
	項	目				特定財源	一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他				
1		総務費	10,520	1,990	12,510				1,990			
	1	総務管理費	10,520	1,990	12,510				1,990			
		1 会議費	3,879	853	4,732				853	1 報酬	615	協議会委員報酬追加 180 小委員会委員報酬追加 420 協議会監査委員報酬追加 15 累計 2,095
										9 旅費	175	費用弁償追加 175 累計 560
										11 需用費	30	食糧費追加 30 累計 149
										12 役務費	33	通信運搬費追加 33 累計 114
		2 事務局費	6,641	1,137	7,778				1,137	9 旅費	50	普通旅費追加 50 累計 200
										11 需用費	870	消耗品費追加 870 累計 4,379
												累計 4,415

2																		18 備品購入費	217	事務用備品購入費追加	217	867	
	事業費	13,779	3,150	16,929																			
	1 事業推進費	13,779	3,150	16,929																			
	1 事業推進費	13,779	3,150	16,929														11 需用費	273	食糧費追加	21		
																					計	80	
																					印刷製本費追加	252	
																					計	5,292	
																					累計	5,372	
3																		13 委託料	2,877	新市建設計画作成支援業務追加	1,471		
	予備費	250	350	600																	事務事業一元化支援業務追加	336	
	1 予備費	250	350	600																	新市例規策定支援業務追加	700	
	1 予備費	250	350	600																	ホームページ作成業務追加	370	
																					累計	10,974	
																					予備費追加	350	
																					累計	600	
	歳出合計	24,549	5,490	30,039																			

16合協発第 号
平成16年 月 日

大館市長 小 畑 元 様

田代町長 吉 田 光 明 様

大館市・田代町合併協議会
会 長 小 畑 元

大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の数の増加及
び大館市・田代町合併協議会規約の変更に関する議決について

平成16年6月8日付けで比内町から大館市・田代町合併協議会への参加の申し入れがありましたので、地方自治法第252条の6の規定に基づき、各市町におきまして議会を開催のうえ大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び大館市・田代町合併協議会規約の変更について議決をしていただきますようお願い申し上げます。

大館市・田代町合併協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び大館市・
田代町合併協議会規約の変更について

地方自治法 252 条の 6 の規定に基づき、協議により大館市・田代町合併協議会
に平成 16 年 7 月 1 日から比内町が加入すること及びこれに伴い大館市・田代町合
併協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条の規定により、議
会の議決を求める。

平成 16 年 6 月 日提出

大館市長 小 畑 元
田代町長 吉 田 光 明

理 由

大館市・田代町合併協議会に比内町が加入するため、規約の一部を変更しようと
するものである。これが、この議案を提出する理由である。

16合協発第 号
平成16年 月 日

比内町長 佐藤 賢一郎 様

大館市・田代町合併協議会
会 長 小 畑 元

大館市・田代町合併協議会への加入に関する議決について

平成16年6月8日付けで貴町から大館市・田代町合併協議会への参加の申し入れをいただいたことに伴い、地方自治法第252条の6の規定に基づき、貴町におきまして議会を開催のうえ大館市・田代町合併協議会への加入に関する議決をしていただきますようお願い申し上げます。

大館市・比内町・田代町合併協議会への加入について

地方自治法第252条の6の規定に基づき、大館市、比内町及び田代町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、関係地方公共団体と協議の上、平成16年7月1日から別紙規約により大館市・比内町・田代町合併協議会に加入することについて、同条の規定により、議会の議決を求める。

平成16年 月 日

比内町長 佐藤 賢一郎

理 由

大館市、比内町及び田代町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、大館市・比内町・田代町合併協議会に加入しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。